

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人ほくりくみらい基金(以下、「当法人」という)の定款第13条及び第29条に基づき、役員の報酬等並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本法人を勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。次号に掲げる費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本法人の非常勤の役員、評議員は無報酬とする。

2 本法人は、定款第29条に基づき、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

3 常勤役員には評議員会において定める総額の範囲内において、「(別表)常勤役員報酬表」(以下「報酬表」という。)に基づき役員報酬を支給する。

4 使用人兼務役員の場合は、その兼務の状況によって役員報酬と使用人給与に区分して支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 本法人の常勤役員の定例報酬月額、「報酬表」のとおりとし、各々の常勤役員の報酬月額は「報酬表」のうちから、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の日に

支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第8条 本法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また必要に応じて前払いすることができる。

(公表)

第9条 本法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1. この規程は、2023年6月15日から施行する。
2. この規程の一部を改訂し、2023年10月16日から施行する。
3. この規程の一部を改訂し、2024年6月25日から施行する。

(別表)「常勤役員報酬表」(単位:円)

号	月額	号	月額	号	月額
0	0				
1	10,000	11	110,000	21	210,000
2	20,000	12	120,000	22	220,000
3	30,000	13	130,000	23	230,000
4	40,000	14	140,000	24	240,000
5	50,000	15	150,000	25	250,000
6	60,000	16	160,000	26	260,000
7	70,000	17	170,000	27	270,000
8	80,000	18	180,000	28	280,000
9	90,000	19	190,000	29	290,000
10	100,000	20	200,000	30	300,000